

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第23回

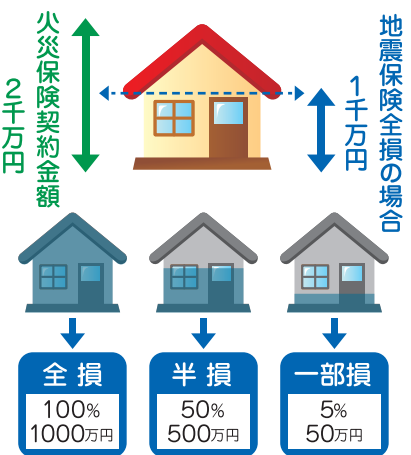
**Q** 震災から5年が経ちました。毎年この時期になると地震保険に加入するべきか悩んでしまいます。地震保険の基本的な仕組みを教えてください。(50代 男性)

**A** 地震への「経済的な備え」となるのが地震保険です。ただし、地震保険は単独では加入できないため、火災保険に付帯する形で加入します。保険料は建物の構造と所在地により異なります。

震災をきっかけに、地震保険の認知度は大幅に上昇しました。地震保険は被災者の生活安定に寄与することを目的とする制度であり、政府と損害保険会社が共同で運営しています。一般的に地震保険の補償金額は火災保険契約金額の最大50%(30～50%の範囲)で設定します。火災保険金額が2千万円の場合、最大で1千万円となります。

損害が生じた場合、「全損(100%)・半損(50%)・一部損(5%)」の程度に応じて保険金が支払われます。保険金の使い道は自由ですが、住宅を再建するには不十分な場合も多くあるため、被災後の生活費に充当したり、住めなくなっても返済義務が残る住宅ローン返済資金にしたりするケースが一般的です。また、「家財」については「建物の地震保険」に加入しているだけでは補償されません。

「家財の地震保険」まで準備が必要かなどを判断するためにも、まずはファイナンシャルプランナーに相談のうえ、加入することをお勧めします。



※損害保険会社によって補償の範囲や保険料などは違います。詳しくは損害保険会社や取扱代理店などに確認が必要です。

2016年4月現在の税制・税率に基づき作成しています。税制・税率は将来変更される可能性がありますので、(注) 併書ください。また、個別の税務に関する取扱いについては、税理士または所轄の税務署に「確認」してください。

協力募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん

独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属。AFP・住宅

ローンアドバイザーの資格を活用し、セミナー講師・個別相談等を実施。

募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 土浦市永国997の1 ☎0120-1266665

